

スポーツ教室受講者の皆様へ

スポーツ教室参加料の返金取扱いについて

平素は、藤沢市みらい創造財団主催のスポーツ教室にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、従前とは異なる返金対応をおこなってまいりましたが、2023年度の教室については、下記の取扱いとさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い致します。

記

1. 参加者都合による欠席

原則、体調不良を含む参加者都合による欠席は返金いたしません。

(1)参加者都合例

- ・軽度の咽頭痛や咳といった風邪症状による体調不良の場合
- ・インフルエンザにご本人が罹患した場合（医師の外出許可が出るまで参加不可）  
また、ご家族が罹患した場合も同様となります。

(2)特例による返金

①新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症に「参加者ご本人」または「同居家族」が感染した場合は「返金します」。

また、参加者ご本人または同居家族が濃厚接触者として認定された場合も同様とします。

※新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行されるため2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症に関連する返金はいりません。

②学級閉鎖

新型コロナウイルスおよびインフルエンザ感染症により、参加者本人が通う学校等で学級閉鎖となった場合は「返金します」。

2. 主催者都合等による教室中止

自然災害等不可抗力により、施設が臨時休館または、主催者が教室中止を判断した場合に、予備日も全回数を実施できなかった場合は、未実施分を返金します。

(1)臨時休館例

- ・台風や降雪など自然災害により、施設が臨時休館または主催者が教室中止を判断した場合
- または、施設が避難所として開設された場合
- ・設備等の故障により、施設が臨時休館となった場合

(2)屋外教室における雨天等中止による返金

屋外での教室については、雨天等により予備日も含めて全回数を実施できなかった場合は、未実施分を返金します。

3. 返金対象時の欠席連絡について

参加者都合による欠席のうち、「1.(2)①②特例による返金」の事由が発生した場合は、必ず施設までご連絡ください。

4. 返金方法について

ご参加いただく教室のご案内をご確認ください。

5. その他

社会的状況に応じて「返金対応を変更」させていただく場合がございます。また、内容を改定させていただく場合には、改めてご案内させていただきます。

以上